第７号様式（第11関係）

　　年　　　月　　　日

金融系外国企業進出・定着支援補助金　交付額確定通知書

　　　　　　　　　　殿

東京都知事

年　　月　　日付　　　第　　　号で交付決定した金融系外国企業進出・定着支援補助金について、　　　年　　月　　日付けで提出のあった実績報告書を審査した結果、その内容が当該補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認められるので、金融系外国企業進出・定着支援補助金交付要綱第11の規定により下記のとおりその額を確定する。

確定金額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 内訳 | | | |
|  | 区分 | 金額 | 備考 |
|  | オフィス入居時初期費用 | 円 |  |
|  | 専門家への相談等経費 | 円 |  |
|  | オフィス賃借料 | 円 |  |
|  | 専門機関等コンサルティング費 | 円 |  |
|  | 器具備品購入費 | 円 |  |
|  | 人材採用経費 | 円 |  |
|  | 協会加入費・年会費 | 円 |  |
|  | コンプライアンス業務支援事業費 | 円 |  |
|  | 運用事務委託・システム関連費用等 | 円 |  |

【注意事項】

１．事業継続義務に違反した場合、交付要件を充足できなくなった場合等には、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消される場合があります。交付決定を取り消された場合には、原則として補助金の返還及び違約加算金が発生します。（交付要綱第19から23まで）

２．設立した時点の属する年度の終了後２か年度が終了するまでの間、東京都内で事業を継続してくださ

い。（交付要綱第16）

３．設立した時点の属する年度並びにその翌年度及び翌々年度の各年度に関する事業活動を事業活動報告

書（第９号様式）により報告してください。（交付要綱第17）

４．設立した時点の属する年度の終了後２か年度が終了するまでの間、名称、所在地及び代表者の変更並びに交付要綱第３第２項に掲げる交付要件を満たさなくなる事情が生じた場合は、事項変更届出書（第10号様式）により報告してください。（交付要綱第18）